

令和5年度 第5回

出水市教育委員会 会議録

日 時 令和5年8月2日（水）午後2時
場 所 出水市役所 403会議室

出席者	
大久保 教育長	宮崎 教育部長
中村 委員	中原 教育総務課長
池袋 委員	田子山 学校教育課長
長島 委員	眞正 学校教育課指導監
	谷川 生涯学習課長
	別府 出水商業高等学校事務長
	川添 青年の家所長
	岡本 学校給食センター所長
	古川 教育総務課 課長補佐兼教育総務係長
	新垣 教育総務課 主任主査

議決事項

件名	提案理由	審議の状況	可否の別
議案第9号 出水市立出水商業高等学校における教科書の採択について	令和6年度において、出水市立出水商業高等学校で使用する教科書を採択するもの。	特記事項なし	可決
議案第10号 出水市立小学校等における教科書の採択について	出水地区小学校教科用図書採択協議会の決定に基づき提案するもの。	特記事項なし	可決

その他

会 議 要 旨

1 開 会

2 会議録の承認

令和5年度第4回教育委員会会議録については、署名に代えて承認された。

3 教育長の報告

(教育長) 7月8日は米ノ津中学校で、翌日行われる針原土石流災害慰霊の関連で防災教育が行われたので見学に行った。

9日は針原川土石流災害慰霊のための献花式が行われたので出席した

12日は北薩地区の教育長会議、13日は19市の教育長会・総務課長会が伊佐市で開かれた。北薩地区の教育長会議では、当面する教育行政事務の諸課題ということで、管理職登用、教員確保、新規採用教員の試験等が、19市教育長会・総務課長会では、部活動の地域移行、不審者対策、業務改善等が、議題として上がった。

23日はクリーン作戦が行われ、課長、指導監、参事と市内を見て回り、各地域で、学校単位、学級単位、少年団単位、部活動単位など様々な形で子供たちも参加していた。

28日は北薩地区の校長研修会が出水市で行われ、地区内の校長が90人近く、指導主事等も含め総勢140人位集まった。出水市内で懇親会もあり、非常に盛り上がり、元気な校長先生の姿を見ることが出来た。

29日は全国の高等学校総合文化祭の開会式が鹿児島市で開かれたので出席した。高校生が、こんなにいろんなことができるんだと改めて認識する素晴らしい開会式だった。

〈各課長等から「教育委員会報告事項」に沿って、所管業務の報告〉

〈質疑〉

(池袋委員) 去年は8月頃に教育講演会があったと思うが、今年は開催されるか。

(教育長) 今年、教育講演会は開催しない。今、教職員の研修については、鹿児島県教員

等育成指標に基づき、それぞれが必要な研修を、管理職の助言を経て、各自が研修するというスタイルをとっていく。

4 議事

議案第9号 出水市立出水商業高等学校における教科書の採択について

- 令和6年度において、出水市立出水商業高等学校で使用する教科書を採択するもの —

〈事務局説明〉

(学校教育課長) 高校の教科書の採択については、各学校の実態に即して、採択の権限を有する所管の教育委員会が採択を行うことになっており、出水商業高等学校の教科書の教科用図書の採択については、出水市教育委員会で行うこととなっている。

令和6年度の使用教科書の採択の経緯について、5月19日に、出水商業高等学校長に教科書目録と各教科書会社から教科書の見本を送付し、令和6年度の教育課程に沿った教育教科書の調査研究を、6月30日を期限として行うように指示した。

その後、出水商業高等学校において、各教科部会ごとに教科書研究を行い、その結果をまとめて、各教科主任が、令和6年度使用教科書採択希望報告書を作成した。

次に、出水商業高等学校教科書採択検討委員会において検討し、その結果が6月30日に教育委員会事務局に、令和6年度使用教科書採択希望報告書として提出された。

採択希望報告書を教育委員会事務局内の出水市立高等学校教科書調査研究会において検討し、令和6年度出水市立出水商業高等学校使用教科書調査研究報告書を作成した。

この報告書では、出水商業高等学校から提出された採択希望報告書のうち、全て第1希望が適切であると判断している。

資料20ページの一覧が、調査研究報告書をもとに作成されたもので、令和6年度出水市立出水商業高等学校採択教科書一覧の案になる。

〈質疑〉

(中村委員) 採択の経緯で、出水商業高等学校教科書採択検討委員会で検討したと説明があったが、この委員会のメンバーを教えてください。

もう一つは、商業高校の教科書を決める際に、例えば近隣の出水工業高校や、

野田女子高校、あるいは同じ商業科がある近隣の学校の検討状況などは参考にされるものかどうかを教えてください。

(学校教育課長) 出水商業高等学校教科書採択検討委員会のメンバーは、校長、教頭、事務長、教科主任9人、教科書担当係1人、計13人となっている。

教科書の採択に関しては、高等学校の場合は各学校の実態に即して採択することになっているので、各高等学校で先ほどの経緯のとおり採択されていると認識している。

(中村委員) 他の学校のことは考えずに独自で決めたということか。

(学校教育課長) 他の学校のことを確認したかどうか確認はしていないが、学校からは実態に即して、このような教科書を採択したと報告を受けている。

(出水商業高等学校事務長) その部分については私も確認をしてない。

(中村委員) 承知した。

(池袋委員) この案について、これまでと変わったものがあるか。

(学校教育課長) 変わったものはない。

(議決)

(教育長) 異議がないので、議案第9号は原案のとおり可決することとする。

議案第10号 出水市立小学校等における教科書の採択について

— 出水地区小学校教科用図書採択協議会の決定に基づき提案するもの —

(事務局説明)

(学校教育課長) 教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することであり、その権限は、小・中・義務教育学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。

採択の方法は、義務教育である小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小中学部の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律によって定められている。

発行者は、文部科学省の検定を経た教科書で、次年度に発行しようとするものの、使用学年、署名等を文部科学大臣に届け出る。文部科学大臣は、これを一覧表にまとめて教科書目録を作成する。この教科書目録は、都道府県教育委員会を通じて、各学校や市町村教育委員会に送付されており、教科書は、この目録に登

載されなければ、採択がされない。

採択の権限は教育委員会にあるが、適切な採択を確保するために、採択の対象となる教科書について、県、地区、学校でそれぞれ調査研究し、採択権者に指導助言、援助することになっている。

採択までの経緯について、北薩地区では、教科用図書の研究をするため、出水市、阿久根市、長島町、薩摩川内市、さつま町、3市2町から教科ごとに先生方を43名推薦していただき、その委員で、6月22日、7月4日の2日間、教科用図書の研究を行い、結果をまとめていただいた。この研究には、各市町の指導主事にも指導助言をいただいている。

さらに、各小学校においても、6月16日から7月6日の期間に教科用図書の巡回展示を行った。小学校ごとに1週間の期間で研究とまとめをしていただき、各市町教育委員会にまとめたものを提出していただいた。

なお、保護者をはじめ国民により開かれたものにしていくために、6月14日から6月28日までは、教科書センター、野田小学校にて、一般の方々にも、令和6年度に使用する教科書の法定展示を行っている。

また、適切、公正公平、国民に開かれた採択を確保するように、出水地区採択協議会を設置しており、委員は、出水地区各市町の教育長、学校教育課長、校長代表、PTA連絡会代表の8人で構成されている。この採択協議会を5月11日、5月23日、6月1日、7月19日の計4回開催している。

そして、それらの資料をもとに7月19日に第4回の採択協議会で、各教科について検討するとともに、県の研究委員会、地区の研究委員会、学校の意見の三つの研究の結果をもとにして、総合的に判断し採択案を作成した。

この結果について、本日同意をいただいた後、各小学校では、8月21日に全職員に説明することとしている。

今申し上げた全ての内容については、8月31日までが採択期間であることから、他言されないように学校にもお願いをしている。なお、資料についても、これまでは公開されないよう取扱いについて留意をお願いしている。

〈質疑〉

(長島委員) 今説明の中に、県の推薦、地区の推薦、学校の推薦、それぞれあったと思うが、優先されるべきではなく、ただ多数決で決まるのか。

(学校教育課長) 多数決ということではなく協議をしっかりと、その中から優位性のあるものを取り出して、十分議論した後に採択という形でしている。

(長島委員) 普通は学校の現場の先生方の意見を尊重して、県はこうだが学校の推薦に決めましょうとか、そういう経緯があり決まっていくと思うが、県の推薦や地区の推薦を選ばない理由にはどういうことがあるのか。

学校の推薦は、これを教えたいというところで意見が分かれると思うが、県の推薦の度合いとか、県の推薦は参考ということで考えているのか。

(学校教育課長) やはり適切、公正公平ということを1番重点としているので、県が選んだものだけが全て採用されるということではなく、各地域ごとにしっかりと採択委員会や設置協議会、研究会も設置されているので、そういった意見を採択協議会で総合的に判断して決めていくという流れになっている。

(教育長) 少し補足をすると、小学校の先生方は教科の専門性というのはそれほど高くないわけで、例えば、一つの小学校に、国語の専門家、社会の専門家がいないわけではない。

これに対し県や地区の調査研究会については、その教科について免許を取得した専門の方、あるいはその調査を研究科目にしている人たちを集めて、そこで検討して報告書をまとめたものを、その協議会に持ってきている。

県の意見と地区の意見を聞いて、学校の意見も尊重しながら、最終的に採択協議会で案としてまとめたものが26ページの採択一覧になる。

(中村委員) 26ページの採択一覧の中で、今までと違うのを採択したという教科はあるか。

(学校教育課長) 家庭科と道徳が今回変わっている。

(中村委員) 家庭科と道徳が変わったということだが、家庭科も道徳も、県、学校の推薦ではなく地区を選んだということになる。今決めたもののほうが良かったというのは地区の判断ということか。

(学校教育課長) 今回出してもらっているのは、大きな差異があるということではなく、こちらについて優位性があるということから、地区も総合的に判断をして、最終的に先ほどの採択協議会で結論を出し採択をして、こちらに決めたという流れになっている。

(中村委員) 最終的には皆さん、それでいいでしょうということでこの一覧表になっているということか。

(学校教育課長) そうだ。

(教育長) 地区と採択協議会が少し混在してるみたいだが、地区というのは3市2町から43名の教員が教科に分かれて、教科書を比較し研究の結果をまとめる。採択協議会はこの地区のまとめたものと、県でまとめたものと、学校でまとめたものを、それぞれ提出された研究の内容を見比べて、そして最終的にこれが良いと判断して出来たのが26ページの採択一覧になる。

採択協議会は、3市2町ではなく、阿久根市、出水市、長島町の2市1町の全ての学校から集めている。

(中村委員) 学校は全校一致しないこともあるか。

(教育長) 当然、学校の意見はかなりバラついている状況なので、教員の少ない学校は資料を作るのがかなり大変である。

そういう意味では、先ほど専門性について話したように、各学校で出されたものについては、どちらが優位かというのを調査研究する際に、判断の難しかった学校も当然ある。

(中村委員) 学校というのは、必ずしも全校一致ではなく、多数がそれだったということか。

(教育長) そうだ。

(池袋委員) 1年生から6年生まで一揃いあるが、変わったときに、途中でも、採択された教科書に切り替わるということか。それとも1年生から6年生までこれを使うのか。

(学校教育課長) 令和6年度一斉に全ての教科書がこれに変わる。

(池袋委員) 家庭と道徳は、これまで使っていた教科書と出版社が変わるので、6年生は新しくこれを使うということか。

(学校教育課長) そうだ。

(教育長) 先ほど中村委員が気にされていた教科書採択について、小学校と中学校は義務教育ということで、地区単位で教科書がバラバラだと、保護者に無用な不安を与えたりするので、小中学校の場合は、地区単位でその教科書を一定程度そろえている。

これに比べて高校は、専門高校だったり、普通高校だったり、あるいは元々の学力の違いがあつたりするので、教育課程に違いがある。それをしっかり踏まえた上で各学校ごとに採択するので、他の学校と比較して決める必要はないという

ことである。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第10号は原案のとおり可決することとする。

5 その他

(1) 高校でのキックボードについて (宮本委員質問の回答)

— 高校の取り扱いについて —

(出水商業高等学校事務長) キックボードについては、令和5年7月1日から道路交通法が一部改正され、16歳以上の者であれば免許がなくても利用できるということになっている。

商業高校においては、現在のところ、まだ話題に上っていないところである。今後また教育委員会の指導等も仰ぎながら、学校としてどのように取り扱っていいのか検討を進めながら、生徒に指導していきたいと考えている。

(2) 環境整備について

— 大型機械の共有について —

(池袋委員) 環境整備について、学校の周りを走っていると、主事さんたちが一生懸命刈込作業や芝刈をしているのをよく見かけるが、まだ剪定バサミなどで地道に作業されていて、小中学校敷地が広いが、その用具が見合っているのか気になった。

進捗や効率も各学校ごとに持っている用具で変わるし、主事の方の得手不得手、得意不得意にも差はあると思うが、大型の機械、芝刈機など、各学校にないものを共有できるようなシステムというのはあるのか。

(教育総務課長) 例えば、自走式芝刈機であれば、各学校に購入するには高額なもので、1台購入して共有できるように、学校主事でやりとりできるようなシステムはある。ただ、女性の学校主事で使えない職員も実際にいて、借りていないという現状はあるかもしれない。

(池袋委員) まず必要に応じて、大中小それぞれ1台ずつ買うには高いが、買うのが無理であれば、やはり刈る場所や範囲がすごく広い学校に関しては、乗り込み型みたいなものを市で所持し、それを借用できるとか、借りに行くという手間はかかるが、そのスライドがうまくできる方法があればいいと思う。

欲しいのだがというところにも、もう少し説明がつくのかと思う。質問というより要望ということで、そこをハードルを下げて、主事さんたちが環境整備しやすいようにしていただきたい。

また、貸し借りにしても、恐らく壊れてしまったときにどちらが修理を持つのか、そういったことも出てくると思うので、注視してまた聞いていただきたい。

主事さんについては女性もいたり男性もいたり、いろんなところで得意不得意があると思うが、主事さん方の技術の向上、持っているものの共有だったり、そういった情報共有できるような会というのはあるのか。

(教育総務課長) 学校主事は正規職員、会計年度任用職員関係なく、学校主事会というのがあり、そこで情報共有であったり、草刈り機の講習会、研修などを実施している。

例えば、今ちょうど7月からイヌマキへの共同防除を、複数の学校主事で班を組んで実施している。先ほど言った女性の学校主事だけではとても薬剤を撒いたり対応出来ないこともあるので、各地区で班を設けて実施している。

(3) 予算要求について

— 学校要求について —

(池袋委員) 学校からの用品、大きなもののヒアリング、要望に対してのレスポンス、そのスケジュールだったりとか、そういうものは、年間を通してどれくらいあって、いつごろ返事がもらえるのか教えていただきたい。

(教育総務課長) 予算要求については、学校から夏から秋にかけて要望があり、10月に教育総務課で各学校回ってヒアリングを実施する。昨年度は分からないが、大体、最終的に予算要求する額の3倍以上の金額が、学校から要求が来ていたと思う。

その額全てを要求に上げるのは、現実的に難しいものがあるので、教育総務課でヒアリングをかけて、要求額を調整して財政課に予算要求をし、財政課の予算の内示があるのが1月末から2月である。学校要望に対して、学校には大体4月ぐらいには回答している。

議会の議決が3月なので、4月、年度当初に学校に内示を、この要望についてはこれだけ予算がついたと回答している。

(池袋委員) 今年度の要求は、返事は来年度になると。それ以外は学校に配分されている予算の中で、学校の裁量で対応してもらっているということか。

(教育総務課長) 学校に配分している予算もあるが、金額の大きい備品などについては教育総務課で予算を持っており、その予算で購入したものを学校に配布するということになる。

(池袋委員) それは調査があつて、検討した結果、どれぐらいの期間で返事されるものか。

(教育総務課長) 新年度に向けての学校要求があつたものに対して当初予算要求をし、予算が付いたものを新年度で買っていくということになる。

池袋委員が言われるのは、今必要になつた場合の話だと思うが、それについての予算はなく、緊急的に災害等に対応する枠の予算はあるが、備品などは原則、次年度の予算要求で対応することになる。

(教育部長) 例えば、給食調理場の冷蔵庫が急に壊れたとか、そういう緊急なものについては補正予算で対応したり、どうしても急々に対応が必要なものは既定予算の中で、工面をして対応できるものがあれば対応していくということになる。

金額的な面もあるが、その内容にもよりけりかと思うので、御理解いただきたい。

(池袋委員) それぞれの学校の要望がどれぐらいの規模なのかよく分かっていないが、その規模ごとに対応されているということで、またいろいろと教えていただけたらと思う。

6 閉 会